

議案第 5 号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 53 年新座
市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正
後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応
する改正後部分に改める。

改

正

後

別表（第2条、第5条関係）

区 分	報 酬（円）		会議出 席日額 費用弁 償（円）	旅 費（円）			
	支給 区分	金 額		鉄道賃 及び船 賃	航 空 賃	車賃（1キ ロメートル につき）	日 当 宿泊料 （1夜 につき）
[略]			[略]				
3 医 療関 係	[略]		[略]	[略]			
	新座市立学 校薬剤師	[略]					
[略]			[略]				
[略]			[略]				

改

正

前

別表（第2条、第5条関係）

区 分	報 酬（円）		会議出 席日額 費用弁 償（円）	旅 費（円）				
	支給 区分	金 額		鉄道賃 及び船 賃	航 空 賃	車賃（1キ ロメートル につき）	日 当 宿泊料 （1夜 につき）	
[略]			[略]					
3 医 療関 係	[略]		[略]	[略]				
	新座市立学 校薬剤師	[略]						131,000
	[略]							
[略]			[略]					

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市立学校薬剤師の報酬の額を改定したいので、この案を提出するものである。